

五戸町告示第33号

五戸町青年就農ステップアップ支援事業実施要綱を次のように定める。

平成29年3月28日

五戸町長 三浦 正名

## 五戸町青年就農ステップアップ支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い農業を実現するには、青年の新規就農及び経営継承者を増加させる必要があることから、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着及び青年就農者の増大を図ることを目的とし、青年就農者に対し青年就農ステップアップ支援金（以下「支援金」という。）を給付するものとし、その給付については、五戸町補助金の交付に関する規則（平成16年五戸町規則第45号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(給付対象者の要件)

第2条 支援金の給付対象者の要件は次に掲げるとおりとする。

- (1) 独立・自営就農時の年齢が原則45歳未満で、かつ、経営開始後8年以内の者で、農業経営者となることについての強い意欲を有していること。
- (2) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。
  - ア 五戸町に住所を有し、現に居住していること。
  - イ 主な経営農地を五戸町に有し、かつ、農地の所有権又は利用権を給付対象者が有していること。
  - ウ 主要な農業機械・施設を給付対象者が所有し、又は借りていること。
  - エ 生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷・取引すること。
  - オ 給付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を給付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
  - カ 給付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
- (3) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた五戸町認定農業者、又は同法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた五戸町認定新規就農者であって、次に掲げる要件に適合していること。
  - ア 農業経営を開始して8年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民泊等関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。
  - イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- (4) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始する者

- (5) 人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
- (6) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。
- (7) 原則として一農ネットに加入していること。
- (8) 五戸町において町税等の滞納がないこと。

(給付期間及び支援金額)

第3条 給付期間は最長3年間とし、経営開始後8年目までを給付対象期間とする。

- 2 支援金の額は、給付1年目は1人あたり上限60万円を給付し、給付2年目は上限30万円、給付3年目は上限18万円とする。
- 3 夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、前項の給付金額に1.5を乗じて得た額を上限として給付する。

- (1) 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。
- (2) 主要な経営資産を夫婦で共に所有していること。
- (3) 夫婦共に人・農地プランに位置づけられた者等となること。

4 次に掲げる事項に該当する場合は支援金の給付を停止する。

- (1) 第2条に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (2) 農業経営を中止、休止した場合
- (3) 第7条の報告等を行わなかった場合
- (4) 第8条の就農状況の現地確認等により、適切な農業経営を行っていないと判断された場合
- (5) 給付対象者の前年の総所得が500万円以上であった場合。ただし、その後、500万円を下回った場合は、翌年から給付を再開することができるものとする。

(支援金の給付申請)

第4条 支援金を受けようとする者は、青年就農ステップアップ支援金給付申請書(様式第1号)を作成し、支援金の給付を申請することとし、申請する支援金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

(支援金の給付決定)

第5条 町長は、給付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときはその給付を決定し、青年就農ステップアップ支援金給付決定通知書(様式第2号)によ

り申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の決定をしたときは、当該給付決定の日と同日に給付請求があったものとみなして支援金を給付するものとする。

(給付の中止及び休止届等)

第6条 給付を受けた者(以下「受給者」という。)は、受給を中止する場合は中止届(様式第3号)を提出するものとする。

- 2 受給者は、就農を休止する場合は休止届(様式第4号)を提出するものとする。

- 3 前項の休止届を提出した給付対象者が就農を再開する場合は経営再開届(様式第5号)を提出するものとする。

(就農報告等)

第7条 受給者は、毎年7月末及び1月末までにその直前6か月の就農状況報告(様式第6号)を提出するものとする。

- 2 受給者は給付期間内に居住地等を変更した場合は、住所等変更届(様式第7号)を提出するものとする。

(就農状況の確認)

第8条 町長は、前条第1項の就農状況報告を受けた場合、農業改善計画等に即して計画的な就農ができているかどうか実施状況を確認することとし、その確認方法については就農状況確認チェックリスト(様式第8号)を使い以下の方法により行うものとする。

(1) 受給者への面談

ア 農業改善計画等達成に向けた取組状況

(2) 圃場確認

ア 耕作すべき農地が遊休化されていないか

イ 農作物を適切に生産しているか

(3) 書類確認

ア 作業日誌

イ 帳簿

(支援金の返還)

第9条 次に掲げる要件に該当する場合は、受給者は支援金を返還しなければならない。

- (1) 第3条第4項第1号から第4号までに掲げる事項に該当した時点が既に給付した支援金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分(当該事項に該当した月を含む。)の支援金を月単位で返還する。

(2) 虚偽の申請等を行った場合は支援金の全額を返還する。

(返還免除)

第10条 受給者は、前条第1号に該当する理由が病気や災害等のやむを得ない事情による場合は返還免除申請書(様式第9号)を提出するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成29年2月1日から適用する。

## 青年就農ステップアップ支援金給付申請書

年 月 日

五戸町長 様

住 所  
氏 名 印

五戸町青年就農ステップアップ支援事業実施要綱（平成29年五戸町告示第33号）第4条の規定に基づき青年就農ステップアップ支援金の給付を申請します。

給付期間	年 月 日 ~	年 月 日
今回申請する支援金の対象期間	年 月 日 ~	年 月 日
前年の総所得 <sup>※1, 2</sup> 青年就農給付金（経営開始型）及び当該支援金を除く額を記載	(ア)	円
今回の給付金額 <sup>※3</sup> 1年目：60万円 2年目：30万円 3年目：18万円	(イ)	円
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付 （例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）	<input type="checkbox"/> 給付されている <input type="checkbox"/> 給付されていない	

※1 経営開始初年度の場合は0円と記載すること。

※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から前年の支援金等を除く額。

※3 夫婦で受給している場合、この額の1.5倍を記載すること。

### 給付金の振込口座※

金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金			店・所	出張所
	金融機関コード				
店舗名等	預金・貯金の種類	普通預金・当座預金	口座番号		
	郵便局	記号	(当座)番号		
口座名義人	(ふりがな) 氏 名				

### 添付書類

- ・別添1、2
- ・五戸町認定農業者又は認定新規就農者であることが分かる書類（認定通知書等）
- ・通帳の写し

※2年目以降の申請については、前回から変更が無い場合は記入（添付）しなくてもよい

別添 1

青年就農ステップアップ支援金給付申請追加資料

年 月 日

住 所：

氏 名：

1 メールアドレス

--

2 将来の農業経営の構想

--

3 「人・農地プラン」への位置付け

集落又は地域名等	地区	<input type="checkbox"/> 位置付けられている	<input type="checkbox"/> 位置付けられる見込み
----------	----	------------------------------------	-------------------------------------

4 経営開始時期<sup>※1</sup>

年 月 日
-------

5 青年就農給付金（経営開始型）給付の有無及び給付期間

有 ・ 無	年 月 日 ~ 年 月 日
-------	---------------

6 支援金給付期間<sup>※2</sup>

年 月 日 ~ 年 月 日
---------------

7 その他

生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付 (例：生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)等)	<input type="checkbox"/> 給付されている <input type="checkbox"/> 給付されていない
青年新規就農者ネットワーク(一農ネット)への加入	<input type="checkbox"/> 加入している <input type="checkbox"/> 加入していない

※1：経営開始時期の考え方については、青年就農給付金（経営開始型）に準ずる。

※2：給付期間については最長3年間とし、経営開始時期から8年目までを給付対象期間とする。

## 収支計画

		計画 年目 (H 年)	計画 年目 (H 年)	計画 年目 (H 年)	計画 年目 (H 年)	計画 年目 (H 年)	計画 年目 (H 年)	
農 業 収 入		経営規模	a	a	a	a	a	
		生産量	kg	kg	kg	kg	kg	
		売上高	円	円	円	円	円	
		経営規模	a	a	a	a	a	
		生産量	kg	kg	kg	kg	kg	
		売上高	円	円	円	円	円	
		経営規模	a	a	a	a	a	
		生産量	kg	kg	kg	kg	kg	
		売上高	円	円	円	円	円	
	その他		円	円	円	円	円	円
	ステップアップ支援金*		円	円	円	円	円	円
	収入計① (支援金を除く)		円	円	円	円	円	円

\*既に農業経営を開始している場合は実績を記載

		計画 年目	計画 年目	計画 年目	計画 年目	計画 年目	計画 年目
農 業 経 営 費	原材料費	円	円	円	円	円	円
	減価償却費	円	円	円	円	円	円
	出荷販売経費	円	円	円	円	円	円
	雇用労賃	円	円	円	円	円	円
支出計②		円	円	円	円	円	円
【参考】設備投資 (内容、金額)							
所得計 ①－②		円	円	円	円	円	円

※ 給付開始1年目は60万円、2年目は30万円、3年目は18万円。夫婦共同経営の場合はこれらの額の1.5倍。



五農林第 号  
年 月 日

様

五戸町長 印

青年就農ステップアップ支援金給付決定通知書

年 月 日付で申請のあった青年就農ステップアップ支援金については、下記のとおり給付することに決定したので五戸町青年就農ステップアップ支援事業実施要綱（平成29年五戸町告示第33号）第5条の規定により通知します。

記

1. 給付額	円
2. 給付対象期間（今回）	年 月 日 ～ 年 月 日
3. 給付対象年次	年目
4. 振込予定日	年 月 日
5. 振込先口座	
6. 備考	給付対象予定期間（全体） 年 月 日 ～ 年 月 日

様式3号（第6条関係）

# 中止届

年 月 日

五戸町長 様

氏 名 印

青年就農ステップアップ支援金の受給を中止しますので、五戸町青年就農ステップアップ支援事業実施要綱（平成29年五戸町告示第33号）第6条第1項の規定に基づき中止届を提出します。

中止日	年 月 日
中止理由	

様式4号（第6条関係）

## 休 止 届

年 月 日

五戸町長 様

氏 名 印

青年就農ステップアップ支援金の受給を中止しますので、五戸町青年就農ステップアップ支援事業実施要綱（平成29年五戸町告示第33号）第6条第2項の規定に基づき中止届を提出します。

休止予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
休止理由及び再開の見込み	

様式5号（第6条関係）

## 経営再開届

年 月 日

五戸町長 様

氏 名 印

青年就農ステップアップ支援金の受給を再開しますので、五戸町青年就農ステップアップ支援事業実施要綱（平成29年五戸町告示第33号）第6条第3項の規定に基づき経営再開届を提出します。

休止期間	年 月 日 ~ 年 月 日
経営再開日	年 月 日
給付残期間	年 月 日 ~ 年 月 日

## 就農状況報告

経営開始 年目・受給開始 年目 前半・後半（ ～ 月分）

年 月 日

五戸町長 様

氏名 印

五戸町青年就農ステップアップ支援事業実施要綱（平成29年五戸町告示33号）第7条第1項の規定に基づき就農状況報告を提出します。

### 1. 営農実績報告

作物・部門名		作付面積(a)・飼養頭数等	
合 計			

  

家 族 労 働 力	氏 名		年齢・続柄等	農業従事日数
			歳・本人	日
			歳・	日
			歳・	日
雇用労働力			(人・日)	

2. 経営規模の報告

経営耕地	区分	面積 (a)	
	所有地		
	借入地		
作業受託	作目	作業内容	実績

3. 前年の所得

	万円
--	----

※青年就農給付金（経営開始型）及び当該支援金を除く。

4. 計画達成に向けた今後の課題

添付書類 1. 作業日誌の写し

2. 決算書\*及び所得証明書の写し（7月の報告の際のみ記入及び添付する。）

3. 通帳及び帳簿の写し

4. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧及び契約書等の写し\*<sub>2</sub>

（変更がない場合、2回目以降の報告の際は既に提出している契約書の写しは省略することが出来る。）

## 住所等変更届

年 月 日

五戸町長 様

氏 名 印

五戸町青年就農ステップアップ支援事業実施要綱（平成29年五戸町告示第33号）第7条第2項の規定に基づき住所等変更届を提出します。

変更前	氏 名 住 所 電話番号 そ の 他
変更後	氏 名 住 所 電話番号 そ の 他

(様式第8号) 就農状況確認チェックリスト

※エクセルファイル



様式第9号（第10条関係）

## 返還免除申請書

年 月 日

五戸町長 様

氏 名 印

五戸町青年就農ステップアップ支援事業実施要綱（平成29年五戸町告示第33号）第10条の規定に基づき返還免除申請書を提出します。

返還免除を 申請する 理 由	
----------------------	--